

(別表) 旅費支給規程

区分	鉄道賃	急行・特急料	座席指定料 金	船 賃		航空賃	車 賃 (1km)	日 当	宿泊料 (1夜)	食卓料 (1夜)
				3階級の 場合	2階級の 場合					
役員	乗車に要する運賃	特急料金 但し急行列車区間は急行料金	座席指定	県外旅行は 中級 県内旅行は 下級	県外旅行 は上級 県内旅行 は下級	エコノミー 運賃	<u>30 円</u>	1,300 円 但し、役員(部会役員を含む)にあつては県外旅行の日当とする。	13,000 円	2,600 円
職員	乗車に要する運賃	特急料金 但し急行列車区間は急行料金	座席指定	県外旅行は 中級 県内旅行は 下級	県外旅行 は上級 県内旅行 は下級	エコノミー 運賃	<u>30 円</u>	1,300 円 但し、時間外の旅行にあつては職員給与規程第44条の手当を支給する。	13,000 円	2,600 円
備考	階級の区分の無いとき	①片道 50km以上 ②片道 50km以上 100km未満 の場合は自由席料金	急行列車を運行する路線で50km以上	同一階級で区分があるときは、その階級内の最上級			①全路程を通算 ②やむを得ぬ時は実費 ③1km1未満は切り捨て ④高速道路料金は実費計算			